

第20回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ 議事録

1. 日時：令和5年9月4日（月）14:00～15:03
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（専門委員） 小河専門委員、曾根原専門委員、栗林専門委員、小林専門委員、白石専門委員、玉田専門委員
（内閣府） 井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム）、
福田休眠預金等活用担当室室長、田中休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正について

○福田室長 それでは、ただいまより第20回「休眠預金等活用審議会ワーキンググループ」を開会いたします。

本日はオンライン開催とさせていただきます。皆様、お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。

最初に、オンライン会議に関するお願いをさせていただきます。

ハウリング防止のため、御発言者以外はマイクをミュートにいただき、御発言者はその都度マイクをオンにさせていただくよう御協力のほどお願い申し上げます。

御発言を御希望の方は「手を挙げる」のマークを押していただくようお願いいたします。

議事に入る前に、まず、内閣府の事務局において人事異動がございました。御紹介させていただきます。

まず、私でございますけれども、7月7日付で内閣府休眠預金等活用担当室室長を拝命いたしました福田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

また、8月1日付で参事官の田中が着任しております。どうぞよろしくお願いたします。

次に、8月21日付で休眠預金等活用審議会の委員及び専門委員に改選がございましたので、御報告させていただきます。参考資料1を御覧ください。

委員につきましては、新たに石井雅也委員、林敬恭委員、水口剛委員に加わっております。

専門委員につきましては、小林味愛専門委員に加わっております。

本日は改選後の初めてのワーキンググループとなりますので、皆様から簡単に一言ずつ頂戴できればと思います。私から五十音順に御指名させていただきますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

まず、小河光治専門委員からお願いいたします。

○小河専門委員 皆さん、こんにちは。このたび専門委員を引き続きさせていただきます
公益財団法人あすのば代表の小河と申します。

子供の貧困対策に長年携わってきております。この休眠預金の活用審議会のほうも最初
からお世話になっておりまして、専門委員の皆さんも最初からの方は曾根原さんと栗林さ
んの3人だけなのかという感じです。まだまだ分からないところもたくさんございますの
で、皆さん、御指導いただければと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、栗林知絵子専門委員からお願いいたします。

○栗林専門委員 豊島子どもWAKUWAKUネットワークの栗林と申します。よろしくお願いま
す。

子供食堂や子供たちの居場所づくりをやっております。コロナ禍、不登校や子供たちの
自殺が増えていて、今、学校と一緒に居場所をつくるというインクルーシブな学校づくり
みたいなものにも取り組んでいます。本当に日々現場で活動しているのですけれども、そ
ういう私たちの声を何かに反映していただければありがたいです。どうぞよろしくお願いま
す。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、小林味愛専門委員、お願いいたします。

○小林専門委員 株式会社陽と人の小林味愛と申します。よろしくお願います。

私は福島県の国見町という人口約8,000人の宮城との県境にある町があるのですけれど
も、そこで2017年に会社を立ち上げて、いわゆる地域商社の分野で活動しております。具
体的には、福島は桃だったりとか、いろいろな果物の産地なので、そこで未利用資源と言
われる今まで価値になっていなかったものをしっかりと価値にしていこうというような事業
を展開しております。よろしくお願います。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、白石智哉専門委員、お願いいたします。

○白石専門委員 白石智哉と申します。

前回から引き続いて2期目の専門委員となります。私は投資業、特にベンチャーキャピ
タルですとか、プライベートエクイティと言われる成長企業や未公開企業への投資を仕
事にしています。その活動の中で、社会の課題を解決するような事業に投資をしようとい
うことで、インパクト投資と言われる分野も併せてやってきております。インパクト投資
の国際的な委員会がありまして、GSGという委員会なのですが、こちらの日本の諮問委員を
この10年ぐらいやっております。ぜひよろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、曾根原久司専門委員、お願いいたします。

○曾根原専門委員 皆さん、こんにちは。曾根原久司と申します。

私は山梨県に住んでおります。山梨県に住みながら、山梨県も農山村を抱えているエリアですので、過疎化した農山村のエリアを活性化していく、このような活動をしております。また、一方で、その活動をしながら、山梨のみならず全国の農山漁村も過疎化した状況にありますので、全国エリアの農山漁村の活性化のお手伝いといったことを行っております。この審議会では、先ほど小河さんがおっしゃってございましたけれども、当初から務めているのが3人だけになってしまったのですね。寂しい感じもしますが、今期もまた務めさせていただきます。皆さん、よろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

続きまして、玉田さとみ専門委員、お願いいたします。

○玉田専門委員 2期目になります学校法人明晴学園の玉田と申します。よろしくお願いいたします。

明晴学園は耳が聞こえない子を日本手話と日本語の読み書きという2つの言語、バイリンガルで教育するという学校で、2008年に私たちが構造改革特区を使ってつくった手づくりの学校です。学校をつくるという大変な作業の過程で、大変多くの人と団体から支援をしていただいていた学校です。その一方で、地域の間接支援NPOで市民活動の支援もしております。支援を受ける側の立場、そしてまた、支援していく立場という両方の視点から参加させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田室長 ありがとうございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日はJANPIAから岡田専務理事、大川事務局長にも御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、審議会の参加規程について、田中参事官から御説明申し上げます。

○田中参事官 それでは、参考資料3を御覧いただければと思います。

本審議会の参加規程でございますけれども、民間公益活動促進業務の監視の中立性・公正性の観点から、以下の2つの措置を講じております。

まず、兼職の制限について、真ん中に表がありますが、指定活用団体については、役職員から外部専門家まで兼ねることができないという規定になってございます。資金分配団体または実行団体につきましては、役職員、評議員、設立者を兼ねることができないという規定になってございます。

次に、それぞれ所属する団体の申告・公表についてでございます。任命日より起算して3年以内に所属していた団体あるいは在任中に所属している団体の名称、役職名、所属期間等について申告いただいて、公表しております。加えて、自らが設立者である団体についても同様の措置になってございます。また、仮に自らが所属する団体について利益相反が生じるおそれがある場合については、その内容を申告していただいた上で、審議事項等に特別の利害関係を有すると判断された場合は、審議及び議決又は調査から除外される

ことを参加規程第4条で規定してございます。

参加規程については以上でございます。

○福田室長 それから、休眠預金等活用制度におきましては、常に現場の状況を把握しながら議論を進めることが肝要という考え方の基に、審議会に先立ちまして、このワーキンググループを開催し、ワーキンググループでの議論の内容を審議会に都度報告することが通例となっておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

当ワーキンググループにつきましては、主査の方に議事進行を行っていただいております。主査につきましては、専門委員の皆様の中から審議会の会長が指名することとなっておりますが、現時点で審議会の会長が選任されておらず、ワーキンググループの主査も指名されていない状況でございます。そのため、大変恐縮でございますが、本日の議事進行につきましては、前回ワーキンググループまで主査を務めていただいた小河専門委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がないということでございますので、それでは、小河専門委員、この後の議事につきまして、どうぞよろしくお願いたします。

○小河専門委員 よろしくお願いたします。

今日は仮の進行役というか、そういう形になりますけれども、どうか引き続きよろしくお願いたします。

早速、議事1に入ります。

最初に内閣府から御説明いただいて、続けて意見交換とさせていただきます。

なお、先ほど内閣府からも説明があったとおり、本ワーキンググループの議論の内容は、後日開催される審議会に報告することになりますので、本日進行役を務めさせていただき私から審議会に報告させていただこうと思います。

また、議事録についても、資料とともに後日公表されることになるかと思っておりますので、御承知おきいただければと存じます。

それでは、内閣府からの御説明、よろしくお願いたします。

○田中参事官 まず、資料1を御覧いただければと思います。今後のスケジュールでございます。

6月の通常国会で改正法が成立したところでございますけれども、今後はその改正法の内容等を踏まえ、基本方針を改定していく作業がございます。今回御議論いただくのは、出資以外の部分全てについて基本方針を改定したいと考えております。御議論いただいた後、パブリックコメントにかけて、10月末の改定を目指してございます。

一方で、出資部分については、もう少しお時間をいただいてから御審議いただく予定になってございます。10月ぐらいから出資についても議論を開始して、12月末には基本方針を改定し、それに関連する基本計画等も改定した上で、改正法の施行ということで、来年1月からはJANPIAの活動支援団体・出資に係る公募を開始したいと考えてございます。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2でございます。今回の法改正において創設する活動支援団体のイメージ、1枚紙でございます。

まず「活動内容」の目的につきましては、活動支援団体が支援する支援対象団体、これから制度に入ってこようとする団体や個人も含まれますけれども、そういったところに対して、非資金的支援を提供するということになってございます。

その支援の中身ですけれども、大まかに3つあるのではないかとということで、イメージを書かせていただいております。最初、まさにこれから組織基盤を整備する、あるいは事業を立ち上げるといった団体に対して、関係規程の整備や事業形成の助言を行う。2番目が、事業の継続・拡大、既に事業は立ち上げているのだけれども、さらに専門的な能力を身につけたいという団体の支援ということで、例えば成果評価への指導やファンドレイジングの助言など、そういったものが考えられるかと思えます。3番目が、プログラムオフィサー的なものをイメージしておりますけれども、事業の立ち上げから終了まで伴走型で支援するということが書かれてございます。これに限らないとは思いますが、大体3つをイメージして書かせていただいております。

真ん中、青いところ、「助成スキーム」でございます。こちらは基本方針というよりはJANPIAの事業計画等にも書き込むことになるかと思えます。右側の図を見ていただくと、指定活用団体から活動支援団体に助成を出すということで、その助成の規模については、1活動支援団体当たり数千万円程度を考えております。経費の中身につきましては、プログラムオフィサー等の人件費、旅費、研修費用等の直接事業費に加えて、管理的経費が含まれるということにしております。

活動支援団体の選定でございますけれども、公募形式にしまして、事業期間については、幅を持って1年から3年と規定させていただければと考えております。自己資金の確保につきましては、現在の資金分配団体と同様、2割というのは必須とせず、公募審査の総合評価の一要素にとどめるという規定を考えております。

続きまして、「評価」でございますけれども、まさに支援を受ける支援対象団体につきましては、自らの活動あるいは組織の目標を設定していただいた上で、その目標の達成度あるいは活動支援団体から受ける支援策の効果などを定期的に報告して、公表していただくことを考えてございます。

第2層である活動支援団体につきましては、支援先からの報告の点検・検証を行うとともに、自らが実施した非資金的支援の手法の有効性なども自己評価した上で、その結果を公表することにはどうかということを考えてございます。

それでは、資料3にお移りいただければと思います。こちらは資金分配団体へのJANPIAからの助成限度額に係る中期目標のイメージ図でございます。

左側、令和元年度から事業がスタートしてございますけれども、令和4年度まで通常枠で実績としてトータルで130億円ということで、おおむね年平均の伸び率が約10%になっ

てございます。それに加えて、新型コロナやウクライナ情勢を踏まえた物価高騰枠ということで緊急枠を設けておりますけれども、その実績が約90億円ということになってございます。

今後令和5年度からどうするかということでございますけれども、足元の資金需要の動向を見ますと、通常枠への申請額がかなり増加をしております、例えば令和5年度の第1回の公募、通常2回あるのですけれども、第1回の公募のみで既に上限額の40億円程度にほぼ近づいております、上限額の引き上げが必要な状況になってございます。そのため、この図の中では令和5年度の上限額を50億に引き上げた想定した上で、これまでの趨勢、10%の伸びを見込んだ場合に、令和9年度までの5年間の助成額のトータルは約300億円となるものですから、それを目安と考えております。ただし、中期目標につきましては、その後の資金需給の動向などを見ながら、令和8年度、中間年に見直しを行うことを考えてございます。

また、それとは別途、時々の緊急の支援ニーズにも対応できるよう、そこの赤の上の矢印でございますけれども、緊急枠を追加で措置していく必要があると考えてございます。

それでは、資料4を御覧いただければと思います。

1ページを御覧ください。こちらが昨年の12月の対応方針でおまとめいただいた12項目になります。左側、緑の部分が法改正事項になります。先ほど説明申し上げた活動支援団体の創設については、②になっております。10月以降に御議論いただく出資につきましては、③の項目に入っております。右側が運用事項になってございますけれども、先ほど説明申し上げた助成限度額の決定方法については、⑦になってございます。

2ページをお願いします。基本方針の改定内容でございますけれども、各団体の役割が記述をしてあります。まず、指定活用団体JANPIAの役割ですけれども、今回活動支援団体が加わったことにより、資金分配団体、活動支援団体等が行う活動を俯瞰し、最適な資金支援を実施するなどの修正を加えてございます。

第2層でございますけれども、左側、活動支援団体の創設ということで、緑の部分でございますけれども、先ほど説明したイメージの内容を新たに書き起こしてございます。

右側、資金分配団体の役割は、これまでと同様ということで、修正等は特段してございません。

3ページを御覧いただければと思います。活動支援団体につきまして、資金分配団体との対比を比較表にしたものでございます。上の図を見ていただくと、指定活用団体から資金が活動支援団体、資金分配団体に流れて、そこから、活動支援団体については非資金的支援を専ら行う、資金分配団体については実行団体に助成し、加えて非資金的支援を行うというスキームになってございます。

まず、JANPIAから活動支援団体、資金分配団体への資金提供方法でございますけれども、活動支援団体につきましては、助成のみを行うという措置にしたいと考えてございます。資金分配団体については、これまで助成のみということでございましたけれども、法改正

において今回、出資が解禁されたということで、10月以降、この出資について御議論をいただきたいと考えてございます。その他、選定方法や監督あるいは進捗管理等は、両団体に大きな違いはございません。

活動をする団体の自己評価でございますけれども、活動内容が違うので、その部分の違いはございますが、自らの活動を総合的に評価し、その結果を公表するという点は、両団体とも変わりはありません。

それでは、第2層から第3層、4ページを御覧いただければと思います。左側が支援対象団体ということで、活動支援団体から支援を受ける団体になっております。右側が実行団体になってございます。まず、選定に当たり、受ける支援の内容が違いますので、審査項目が若干違ってございます。あと、ガバナンス・コンプライアンスについてですけれども、支援対象団体については、これからそういう制度に入ってこようとする団体あるいは個人が入っているというところから、ガバナンス・コンプライアンス体制まで一律には求めないということにしております。

自己評価につきましては、支援対象団体にはインパクト評価というところまではいきなり求めることはせず、先ほど申し上げたように、きちんと目標を立ててもらって、その部分についての達成度や受けた支援の効果について活動支援団体にきちんと定期的に報告いただいて、その結果を公表するというのを考えてございます。

5ページを御覧いただければと思います。法改正を踏まえて基本方針を改定した部分でございます。目的規定へのソーシャルセクターの担い手の育成の明記であったり、法の見直し規定ということを、基本方針にも反映をさせていただいているところでございます。

真ん中の国際協力への支援でございますけれども、これまで休眠預金等活用制度におきましては、国内活動に限定しているところでございましたけれども、今回国外活動も認めるということで、ただし、国外活動については、そこに書いてありますとおり、外交政策との整合性、団体の安全性が確保されるかどうか、実効的な監督・評価等の見地から個々の事業ごとに判断するということが、12月の対応方針でも整理されておりますので、その部分を基本方針の改定の中に盛り込んでございます。

事務局からの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。御発言されたいことがございましたら「手を挙げる」のマークを押していただいて、私から指名をさせていただきます。内閣府から御説明いただきましたが、これらに対する御質問、御意見を含めてどなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

白石専門委員、お願いいたします。

○白石専門委員 ありがとうございます。

今回の活動支援団体の新設、非常に期待をしています。こちらによって今まで資金分配団体で実行団体として選定してきた以外の団体で、もう少し例えばインパクト評価等もこ

れからつくるけれども、立ち上げ段階であって、組織づくりや経営的な支援、あるいはインパクト評価をこれからしていこうという際に、いろいろな支援が必要だということろについて、母集団が広がっていくのではないかと非常に期待をしています。

一方で、今回そういう意味で、今後の運用の中で、活動支援団体と資金分配団体両方に手を挙げてくるケースも出てくるのではないかと考えています。1つの中間支援組織が活動支援と資金分配両方の機能を持ちたいというのは出てくるかと思うのです。そうした場合に、例えば両方受けた場合に資金の区分をしていただくとか、あるいは団体の選定についてのプロセスをより透明度の高いものにしていくとか、あるいは活動のほうで実際に人件費等を出していただく、POの人件費を出していただくわけですが、それをいただきながら、そのお仕事の中で活動支援以外のお仕事も当然出てくると思いますので、その辺りは今後両方申請してきた際に、JANPIAさんでも当該中間支援組織とよく協働していただきながら、今、申し上げたような点をクリアしていただきたいと考えております。

以上です。

○小河専門委員 ありがとうございます。

今のことに関して、内閣府あるいはJANPIAの皆さんから何かコメント等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

○福田室長 では、内閣府からお話をさせていただきたいと思います。まさに御指摘いただいた点については、こちらも当然問題意識として持っておりますので、きちんと手当てをさせていただこうと考えています。基本的には、まず、資金分配団体としても伴走型支援を行っていただきますので、資金分配団体として資金をもらう、それから、活動支援団体として資金をもらうとなった場合に、その両者はきちんと区分経理をしていただいて、経費が二重計上にならないようにという形の配慮もしていただきたいと考えておりますし、それから、活動支援団体として支援した団体が例えば実行団体になりたい、資金的支援も受けたいとなった場合には、その資金分配団体としての団体選定を改めて行うことになるわけでありましてけれども、その公募のプロセスには活動支援団体としてサポートした方は関与しないような形にするとか、そういった手当てをした上で、先ほどの御懸念にしっかり応えていくような制度にしたいと考えております。

以上でございます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

それでは、次、玉田専門委員、よろしいですか。よろしくお願いたします。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

活動支援団体の資料2のイメージについてですが、始めるときに具体的なことを羅列しますとそれにとらわれがちになります。ここを厳しくするとイノベーションが生まれなくなってしまう。例えば、「事業の継続・拡大につながる専門性向上に必要な支援」とありますが、事業の継続や拡大につながる専門性向上ではない支援もあるわけです。このような例を並べることで、どんどんやれることが少なくなっていくということがすごく

心配です。極端なことを言えば、一番上の「●目的」の2行目「実現したい事項」を「実現したい事項に合わせて必要な支援」というぐらいにしておいていただけると本当に必要な支援に合わせて活動ができます。活動支援者が動きやすい枠組みでスタートしていただければと思います。

質問ですが、今の段階でどのような団体が応募してくると想定しているのか、差し支えなければ教えてください。

以上です。

以上です。

○小河専門委員 玉田さん、ありがとうございます。

いかがでしょうか。これも内閣府でよろしいでしょうか。

○福田室長 1点目なのですが、御懸念の点については十分留意をしていきたいと思っておりますが、活動支援団体についても、先ほどの資料2にありますように、公募で応募していただくということでございますので、応募の際には、活動支援団体としてどのような支援をしていこうとするのか、どういったところを目標に設定するのか、そういったことについては、あらかじめ明らかにしていただきたいと考えておりますので、そこはあまりふわっとした形で応募していただくというのは想定していないということでございます。

2点目については、今回まさにこの基本方針、法律がさきの通常国会で通って、基本方針を今回改定するという段階でございますので、我々として具体的にこの団体ということ把握しているわけではございませんけれども、もしJANPIA等で何かありましたら補足していただければと思います。

以上です。

○小河専門委員 JANPIAからもございますか。

大川さん、よろしくお願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。JANPIAの大川から少し補足させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

今の御質問のところで、具体的な活動支援団体の担い手の想定というお話だったのですが、あまり具体名を挙げるわけにもいかないので、ざっとこういう考え方でということではあるのですが、今回の活動支援団体のところは、我々の認識、理解としましては、いわゆる中間支援機能の強化という部分、ここを通じたこの仕組み、枠組みを活用した休眠預金の事業の担い手のさらなる育成みたいな、そのような考え方で捉えていますので、そういう意味で、従来中間支援としての機能を持っていらっしゃるような団体さん、幾つか思い浮かぶところもあると思うのですが、そういった先様が検討されるのかと思いつつ、それによらず、先ほど柔軟な支援の在り方と玉田専門委員からもお話がありましたように、様々なアイデアでこの休眠預金の事業の担い手、あるいはソーシャルセクターの活動の担い手を育てていくという、そういうものをぜひ考えていただきたいとは思っていますので、

そういう意味で、公募が始まるとすれば、そのようなアイデアなどを多く集めていくような、そういう情報発信を私どもからもしてまいりたいと思っているところでもあります。具体的な名前は控えさせていただきます。

以上であります。

○小河専門委員 ありがとうございます。

玉田さんもよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、小林専門委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ありがとうございます。

5点あるのですけれども、1点目が、支援対象団体と活動支援団体のミスマッチみたいなところをいかに解消していくのかというところの検討があったほうがいいのかとっていて、今回の枠組みだと、活動支援団体の枠組みで、JANPIAさんが活動支援団体を選定して助成をする計画になっていると思うのですけれども、支援を受ける側として支援対象団体や実行団体が自分たちで適切な活動支援団体を選ぶことができるのかどうか気になっているところです。私たちも過去いろいろ御支援をいただいたことや経験もあるのですけれども、このミスマッチによる共通理解の醸成だったりとか、いろいろ大変な部分、時間が取られたりとか、思ってもいない、私たちが大事にしていることをむげにされてしまうことも結構あったりもするので、その柔軟度というか、支援対象団体が選ぶこともできるみたいな選択肢を持つておくことが大事なのではないかと思いました。

2点目が、せっかくなので全国の仲間づくりみたいなところを内閣府さんでどう考えるのかということもポイントになるのかと思っています。というのも、特に地域活性の分野ですと、もちろん横のつながりもあるといえばあるのですけれども、当該地域に閉じたネットワークだったりとか、どうしても現場だけにいると視野が狭くなってしまっている部分もあって、そのようなときに全国の思いを同じくしたり、活動分野は違うけれども頑張っている仲間だったり、活動支援団体の別の支援のメンバーだったりに定期的に出会えることで、視野が広がったりとか、問題意識を自分で捉え直せたりということができるといいきっかけになると思うので、この休眠預金の助成や支援に応募してくる団体は、一定社会に貢献したいという同じような目的を持ってどのような分野でも活動されている方々だと思うので、その横のつながりをつくっていくような、孤立させないような枠組みも検討いただいたら有意義かと感じました。

3点目が、評価をどう捉えるか、評価の柔軟性みたいなところなのですけれども、確かに評価は本当に大事で、さらに休眠預金というところを考えると、評価をしっかりとすべきだと思いますし、何よりも説明責任がお金の性質上あると思うので大事なのですけれども、これをやり過ぎてしまうことによって、どうしても報告が作文でもできる内容に、実態と実は乖離しているけれどもちゃんとできていましたという報告にせざるを得なくなったりとか、逆に評価をすごく言われて目標を見失ってしまうこともあり得ると思うのです。それだと本末転倒だと思っていて、結局そのとき経営者、代表が見えている世界と、様々

な経験や社会情勢が変化して見えてくる日々の景色は変わっていくものであって、この目標をもちろん設定して達成していくことは大事なわけけれども、それだけにとらわれないという視点もまた必要かと思えます。要は、トレーサビリティが大事であって、ある時点ではこういう景色が見えているわけけれども、それがどういうプロセスで、何でどのように変化していったのかを真摯に説明をしていくような評価の在り方も柔軟に検討いただけたらうれしいと思っています。ともすると、何%を目標にして、これを達成できたか否かというところばかりを測られがちで、そこら辺がしっかりと設計できることが、この休眠預金で活動する意義になるのかとも感じました。

4点目が、これは私も実態が分かっていないのですけれども、私たちが活動して関わっている、いわゆる活動支援団体っぽい皆様の課題感として、マンパワー不足がそもそもあるのではないかと感じているのです。資金分配団体、活動支援団体の皆さんが、事業の性質上、プロジェクトを幾つもかけ持ちをされていると思うので、すごく忙しそうだなとか、大変だなというのは思うのです。そうすると、支援を受ける側としても、どうしてもこれはもう言わないでいいかなとか、遠慮をしてみたりとか、コミュニケーションが希薄になってしまうみたいな部分もあるので、この活動支援団体のマンパワーみたいなところは注力がちゃんとできるのかが結構気になっていることです。

その観点で、いきなり助成の仕組みを変えとか、マンパワーを増やすみたいなことは難しいと思うのですけれども、できることとして、休眠預金はこの制度がどうなっているか分からないのですけれども、事務作業がこういうものは圧倒的に多いとされていて、人件費の業務日誌とか、いろいろな証憑とか、それはもちろん整えるのですけれども、整えればいいものを、さらに余分に負担をかけるような運営になっている助成や補助金は結構多いとされていて、例えば紙ベースでこんなにいっぱいまとめなくてはいけないとか、そういったものも本来、例えば内閣府さんや休眠預金のこの仕組みについては、このプラットフォームにこれをアップすれば、会計事務所などの人が見てくれてネガチェックしてくれるとか、事務作業の負担を軽減できる、デジタル化できるようなことは検討できるのではないかとされていて、それがあっても結構負担が減って、本来必要な業務に注力できるような気がしております。

長くなりましたが、以上になります。

○小河専門委員 ありがとうございます。とても重要な大切な御意見と御質問がありました。

早速、内閣府、お願いできますか。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

まさに活動支援団体と支援対象団体のミスマッチの点につきましては、これからいろいろな各団体のヒアリング等を通じて、求められる支援を活動支援団体が提供できるような形でできるように制度を仕組んでいきたいと思っています。

先ほど先生のおっしゃった全国の仲間づくりというか、そういった各団体同士のつなが

りという点では、JANPIAとも相談をして、そういった場づくりを検討したいと思っております。

評価の柔軟性についても御指摘いただいたところでございます。確かにやり過ぎてしまうとか、そういった評価疲れみたいなのところがないように、一方で、支援を受けるということから、自団体の目標を設定して、それをきちんとフォローしていく、それを見える化していくというところは重要なので、その辺のバランスはきちんと留意をしていきたいと思っております。

活動支援団体あるいは資金分配団体のマンパワーにつきまして、事務作業が多い、そして、なるべくデジタル化等を通じて事務作業を減らしていくというところは、各団体共通の課題だと思いますので、その辺りはJANPIAとも相談しながら、なるべく申込時に無駄な作業がないよう、運用面の改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○福田室長 もう一点補足ですけれども、団体間の横のつながりの観点につきましては、先日議連を開催していただいて、その中でも今回の御説明をさせていただいたのですけれども、その議論の中でも優良な取組といいますか、そういった取組の横展開みたいなことはかなり必要性を指摘される先生方がいらっしゃいましたので、その観点からも活動状況を広く紹介すると。この制度全般が積極的に評価をしてそれをディスクロージャーしていくことに非常に重きを置いているわけですけれども、内閣府とJANPIA、共に工夫していきたいと思っておりますが、そういった横のつながり、さらにはすばらしい活動の横展開、そういった観点からもそういったことには取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○小河専門委員 ありがとうございます。

JANPIAからも大川さん、お願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。

私どもからも補足ということで、4点のところでは、まず、ミスマッチというキーワードでのお話のところなのですけれども、我々も当然その心配、危惧するところはあるので、その対処はしっかり考えたいと思っております。もともと現在資金分配団体さんが実行団体さんを公募されているその仕組みの中でいくと、実行団体さん自身は、資金分配団体さんが応募する事業、プログラムの中で、こういうことを自分たちがやりたいということから自ら申請するわけですね。そういう意味で、その中身をお互いに確認し合う場があって、そこにはミスマッチが全く生じていないということではないのです。たまにはこういうやり方が少し、何か一律なものを強要されていないとか、そういうことが議論されるケースもなくはないのですが、おおむねそこはマッチングしながら事業が進んでいくと。

ただ、今回活動支援団体においては、例えば支援メニューが活動支援団体から提示されました、そこに対してこういうものを自分たちもやりたいねと思って手を挙げていただく支援先の団体の皆さん、支援を受ける側の皆様、そこが最終的にやってみたらどうも違う

なみたいなことになってはいけないだろうということがあるので、例えば支援メニューのプログラムを活動支援団体側が公開する際の開示の仕方であったりとか、あるいは説明会などを丁寧にやっていただくとか、あるいは一定期間、これはアイデアなのですけれども、支援先の側の現状などを少しアセスメントしていただく期間を活動支援団体側で設けていただくとか、そういう工夫を入れていかないとミスマッチは防げないだろうと思っています。御承知のとおり、休眠預金を活用しての事業ですから、何かミスマッチがあって、しようがないけれども、最後まで一応受けて終わりにしましうみたいな話になっては絶対いけないと思っけていて、しっかりとした支援が最後まで終わり、さっき評価の話もありましたけれども、その結果、支援を受けてこのように成長できました、間違いなく休眠預金の事業にこれから手を挙げる環境が整いましたみたいな、そういったところをしっかりと支援する側、される側でコミットできるような枠組みにしていく、これを大命題に制度化についてはしっかりと考えているところがございますので、ぜひ御了解いただきたいと思っています。

ネットワーク形成のところなのですが、現在も資金分配団体相互間の横の情報連携の機会は多々ございまして、集合研修の機会あるいは資金分配団体の代表者の意見交換会も年に数回やっています。また、資金分配団体に所属するプログラムオフィサーの相互間の横連携の機会なども定期的に開催もしております、研修、セミナー、勉強会等々、そういったところに御熱心な方はすごく熱心に参加されますし、みなさんが定期的に参加できるような機会があるという部分はあります。さらにここからのステップで、活動支援団体という機能を通しての学びや知見をより一層皆様に普及していくところ、これは今までの経験と実績も踏まえて、さらにいい形で展開できるように努力していきたいと思っけているところでございます。

もう一つ、評価のところも、今回は活動支援団体の評価の話ではあるのですが、全体として評価はこれまでの取組でも、単なる成果の視覚化、可視化ではないという方向性ですね。事業の質を高める、活動の質を高めていくための資金分配団体側、実行団体側、双方向の日々のやり取りの中でそこに取り組んでいくのが評価であると、そういう捉え方もしていますので、そこに向けてはJANPIA側も一定のサポートもしながら、そういう専門家の方のレビューを受ける場などを年2回設けたりとか、中間評価のときと事後評価の場でやるとか、そういった場面を用意しながら、形式的な評価にはならないようにということを努めています。この辺はまたぜひいろいろな御示唆もいただければと思っけているところではあります、活動支援団体の評価に関しては、先ほどちらっと触れさせていただきましたように、支援する側、される側で目的や効果、これをしっかりと検証しながら、休眠預金を使った支援としてちゃんと形にしていくことを大切に、評価の枠組みは考えていきたいという考えでございます。

最後のところで、マンパワー不足の話なのですが、事務作業の効率化、これは業務改善プロジェクトチームというものを我々が2年前から立ち上げ、資金分配団体の有志の方々

と議論をしながら、もっとこのように変えたほうがいいねとか、目的からするとここははしょってもこっちをちゃんとやったほうがいいねとか、そういう議論をしながら改良をしてまいりました。ただ、そうは言っても、やらなければいけないこと、証憑をそろえていかなければいけないとか、お金の出入りをしっかり管理していただくとか、当たり前をやっていたかなければいけないことは多々ありますので、アドバイス、御指摘いただきましたように、そういった部分のデジタル化や工夫、仕組み化など、そういったところはもう少ししっかり取り組むべき要素かと思っていますので、単なる省力化ではない実効性のある形でのものは今後も継続して考えていきたいと思っております。御示唆をいただきまして、ありがとうございました。

私からは以上でございます。

○小河専門委員 御丁寧な御説明をありがとうございました。

お待たせしました。曾根原専門委員、お願いいたします。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

そもそもこの審議会が始まったのは、小河さん、何年前でしたか。8年ぐらい前か7年ぐらい前でしたね。

○小河専門委員 7年です。

○曾根原専門委員 7年になりますね。その冒頭から私も参加させていただいたわけですが、当初計画した段階で、その計画に基づいて5年が今、過ぎようとしていて、その次の時期を迎えるという時期だと思うのですけれども、まずはほっとしているのは、当初の計画段階でも5年たったから見直し期間があってどうなるか分からないと、こういうリスクもあったわけで、それをまずクリアをして、制度がきちんと継続していくという方針が見えたことについて、私は大変ほっとしております。

さらに、先ほど説明がありましたけれども、現状維持ではなくて、様々な形でこの事業が拡大をしていくという話がありました。拡大していく方向性というのは、私は3つだと思っています。先ほどの説明でもありましたけれども、予算規模も増額をする方針である、これが第1点。2点目が、今、議論となっておりますけれども、新たな活動のメニューとして活動支援団体という制度、仕組みが始まるという点です。もう一つは、今日の議論ではありませんでしたが、助成のみならず出資という仕組みもこれから導入されると、こういう点だと思います。この3点がこの事業における拡大をしていく、成長していく要素だと捉えております。その意味でいいますと、現状維持だけではなくて拡大をしていくということにおいて、非常に大変楽しみにしております。

一方で、私はこのワーキンググループでも頻繁にこのことは申し上げておりますけれども、懸念をしている点があります。この事業、休眠預金を使う分野として法律上でも3つの分野が規定をされておりますね。1つ目が子供や子育てといった分野です。2つ目が広義の意味での福祉分野ということだと思います。3つ目が地域活性化、こういう分野に助成をする、資金を融通するという仕組みで成り立っているかと思っています。この3つの分野

の中で、私が活動する分野は3つ目の地域活性化、特に農山漁村をはじめとした地方の活性化といった分野で活動しているのですけれども、私自身が様々なエリアで活動する中で、この3つの資金活用分野において、この制度自体の自体の認知度は、3つ目の地域活性化という分野がまだまだ低いのではないかと、こう感じております。

今週も私は明日から長野、週末は三重にお邪魔していくのですけれども、そういった場でも紹介をすることはよくあるのですが、なかなかまだ知名度が低いという点があります。せっかくこれから拡大をしていきますので、拡大をする中で予算が増額したり、出資という仕組みが入ったり、活動支援団体という新しいメニューが始まるわけですから、この3つ目の地域活性化という分野においてももっと知名度を上げて、まずはこの制度にエントリーをしてもらうことはとても大切なことだろうと私は思っております。

内閣府の皆さんも人事異動があったということですので、私はしつこくこのことを繰り返し申し上げているのですけれども、この点についてお話をさせていただきました。小河さんもまた審議会に行ったときに、この点をぜひお伝えいただければ、私としてはありがたいと思っております。

以上でございます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

どうでしょうか。内閣府、JANPIAからコメントはございますか。

○田中参事官 内閣府でございます。

先生に御指摘いただいた3領域につきまして、現状、地域活性化の部分については、パーセンテージでいうと2021年度の通常枠で地域活性化が42%ということで、徐々には増えてきてはいるのですけれども、他の地域活性化支援のメニュー等に比べてまだまだ休眠預金の活用における地域活性化への支援がきちんと現場まで届いていないという御指摘と思いますので、その辺りの広報については、JANPIAとも相談して、引き続き我々の課題として取り組んでいきたいと考えてございます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

大川さん、引き続き。

○大川事務局長 御質問をありがとうございます。

まず、地域活性化の課題のところと広報の話といろいろとセットになってくるかと思っ
てはいるのですが、周知されている、されていないの問題でいきますと、我々の認識としては、資金分配団体が空白の地域が幾つかまだあるということがあって、ここの課題解決、これをやることによって担い手がそこにいる状態ができていって、そこで活動が徐々に広がっていく、また、認知度が高まるというのがあるのかと思っております。ですから、一つの対策として、今回の活動支援団体がすごくその起爆剤とまでは言わないのですが、きっかけになるかと思っております。地域での担い手を増やしていくための活動支援団体の活動が地域単位で行われるようにしていくとか、そういったところにつながるような枠組みなり支援の形を我々側でもメニューとして用意していくことがあるかと。今、具体的な案

があるわけではなくて、それが一つ。そうすれば、その地域に資金分配団体が創出されて、実行団体なり、活動がそこで広まっていくことにはつながっていくのかと思っています。

もう一つ、3領域のところで行くと、必ずしも地域活性化にとどまらず、子供・若者、生活困窮の方々の支援、かなりくっついて様々に複合的に課題は存在しているし、地域においても顕在化しているのかとは思っていますので、そういったテーマを総合的に複合的に取り組んでいただいている資金分配団体さんがあり、また、その実行団体さんがいらっしゃるのも実情ではあるので、比率の問題だけではないと思うのですが、今、お話を伺っていて感じましたのは、担い手がない地域にいないことが一番の課題なのかと思っていますので、そこに向けて我々もしっかりやっていきたいと思っています。今年の事業計画には全国で公募の説明会を丁寧にやるのだということも書かせていただいています。後半、下期に恐らくまた公募なども行うのかと思っていますし、活動支援団体の公募もいずれやりますから、そういったタイミングでの周知を我々も各地に出向いて行ってやりたいということを計画しておりますということだけ、ここで御報告ができたかと思っています。引き続き御支援をよろしくお願いいたしますと思います。

○小河専門委員 ありがとうございます。

○曾根原専門委員 大川さん、ありがとうございます。1点だけ質問させてもらってよろしいでしょうか。

○大川事務局長 どうぞ。

○曾根原専門委員 今、発言の中で、資金分配団体の空白エリアがあるとおっしゃいましたけれども、それは具体的にはどこになるか分かりますか。

○大川事務局長 主には東北地域に幾つか資金分配団体がない県があります。四国も複数県において所在していませんね。そのように地域単位でいきますと所在がない、資金分配団体として存在していない地域は幾つかあります。今、詳細が手元になくて、申し訳ありません。

○曾根原専門委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、資金分配団体が各県にありませんと、認知度、知名度が上がらないということがあると思います。大川さんがおっしゃるとおりだと思います。ぜひ資金分配団体を地方、東北や四国など、こういったエリアでも増やすようにしていただければ効果があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○小河専門委員 ありがとうございます。

玉田さん、手が挙がっていますが、その前に栗林さん、何かございますか。コメントでも最後にお願ひできればと思います。

○栗林専門委員 今、お話しいただきました曾根原さんの御意見、本当に都会にいても同じだと思っています。結構昔から地域に根づいた活動をされている方は、地域組織というか行政との情報交換などはあるのですけれども、なかなかNPOや新たな支援団体との交流はないのですね。ですから、行政の方たちもそもそも休眠預金って何ですかという方、か

なりいらっしゃいます。そういうところを含めて広報していただけると効果もあるのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○小河専門委員 ありがとうございます。

では、玉田さん、そろそろお時間ですので、手短にいただいて、併せてコメントなどをお願いできればと思います。

○玉田専門委員 先ほど曾根原委員から地域によっては資金分配団体がいないところもあるというお話がありましたが、これは活動支援団体も全く同じことが思えます。枠組みが厳しすぎると資金分配団体の応募における課題と同じことが起きてしまいますので、できるだけ柔軟に運用できるように作っていただければと思います。

○小河専門委員 ありがとうございます。

最後に、時間がありませんので、私からも質問と意見を述べさせていただければと思います。今の皆さんからのお話でも予算を拡大していくという方向性で、今日も資料3で予算を見せていただいておりますけれども、休眠預金、一番直近の発生額、年間どのぐらいあるのかということですね。率直に言うと、そんなに大きく目減りはしていないと思うので、皆さんからも御意見があったように、あるいは既に今年度の予算についてもかなり枠がいっぱいになっているところもあるので、最初の見立てとして予算をもう少し幅広というか、増額していく方向性も十分検討していただくほうが、今後より皆さんに使っていただけることになるのかと思います。特にいろいろな寄り添いの支援のところ、コロナも明けたので、オンラインではなくていろいろな意味でフェース・ツー・フェースで会いに行く、例えば全国団体が地域の支援をしているようなときは当然旅費もかかってくる場所があるかと思うので、こういったことも含めて柔軟に使えるようにぜひいただければということです。

私からもう一点は、今回は本当に活動支援団体ができたこと、素晴らしいことなのですが、第3層の支援対象団体へのチェックですね。監督機能、ここについてはあまり高くし過ぎると、特に例えば立入検査という言葉があると、私も公益法人なので、立入検査というだけでびびってしまうというか、そうすると、最初に支援対象団体になっていただいて、育てて実行団体に行くところになると思うので、最初のステップのところであまりびびらないような形に、できる限り広く受けていただけるようなところ、そこら辺も配慮していただくのがいいのではないかと思います。

時間が過ぎてしまって申し訳ございません。以上です。

内閣府あるいはJANPIAから、先ほどいろいろありましたけれども、何かコメントがございましたら最後をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中参事官 先ほど先生から御質問があった休眠預金の発生額でございますけれども、年1400億円程度になってございます。したがって、払戻しの要求払いにも対応するために、大体半額を準備金として繰り入れる必要があるため、650億円ぐらいが活用の可能額となっております。

○大川事務局長 ありがとうございます。

今、このほかのテーマということかと思いますが、皆様から改めて最後のほうでも少しいただきました担い手が地域にしっかりと根づいてみたいなところも、これまでの資金分配団体、実行団体の公募というスキームの中で学んできたことがありますので、その辺を踏まえて、しっかりと活動支援団体の枠組みの中でより機能できるような仕組み、枠組みにしていくことを志向して取り組んでいきたいと思っています。御指摘をありがとうございます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

時間が過ぎてしまって申し訳ございません。意見交換はこれで終了したいと思います。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○田中参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事、全て終了いたします。

御協力いただきまして、御参加いただきまして、ありがとうございました。